



発行 新潟県

第95号

平成28年12月6日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目 次

規 則

67 新潟県行政組織規則の一部を改正する規則(人事課)

告 示

- 1244 県立自然公園の特例適用地域の指定変更(環境企画課)
- 1245 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の指定(福祉保健課)
- 1246 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の廃止届(福祉保健課)
- 1247 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 1248 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新(障害福祉課)
- 1249 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関の廃止届(障害福祉課)
- 1250 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 1251 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関の廃止届(障害福祉課)
- 1252 農用地利用配分計画の認可の申請(地域農政推進課)
- 1253 保安林の指定解除予定(治山課)
- 1254 保安林の指定解除(治山課)
- 1255 保安林の指定解除(治山課)
- 1256 県営土地改良事業変更計画の縦覧(農地計画課)
- 1257 換地計画の縦覧(農地整備課)

公 告

- 特定調達契約の落札者等(出納局会計検査課)
- 特定調達契約の落札者等(出納局会計検査課)

病院局公告

- 一般競争入札の実施(病院局総務課)

教育委員会告示

- 7 新潟県奨学金の返還に係る未収金の収納の事務委託(高等学校教育課)

規 則

新潟県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月6日

新潟県知事 米山 隆一

新潟県規則第67号

新潟県行政組織規則の一部を改正する規則

新潟県行政組織規則（昭和35年新潟県規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|--|--|---------------|--|--|--|
| 第213条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に基づいて設置されている附属機関は、次のとおりである。 名称 担任する事務 設置規定 (略) 新潟県行政 不服審査会 (略) | | | 第213条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に基づいて設置されている附属機関は、次のとおりである。 名称 担任する事務 設置規定 (略) 新潟県行政 不服審査会 (略) | | |
| 新潟県自治紛争処理委員 | <u>法第251条第1項の規定による、市町村相互の間又は市町村の機関相互の間の紛争の調停、法第252条の2第1項に規定する連携協約に係る紛争を処理するための方策の提示及び法第143条第3項（法第180条の5第8項及び第184条第2項において準用する場合を含む。）の審査請求又は法の規定による審査の申立て若しくは審決の申請に係る審理の処理</u> | <u>法第251条</u> | | | |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



◎新潟県告示第1244号

県立自然公園の許可、届出等の取扱要領（平成19年3月29日環企第1031号）第5第1項で準用する自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号）第11条第36項の規定により、瀬波笹川流れ粟島県立自然公園の特別地域内の行為の許可基準の特例を適用する地域を変更し、次のとおり定める。

平成28年12月6日

新潟県知事 米山 隆一

第1 特例を適用する地域の定義等

- この告示において変更する地域の範囲は、次のとおりとする。
瀬波地区 村上市瀬波温泉及び瀬波の区域の各一部
- 1に掲げる地域を表示した図面は、新潟県県民生活・環境部環境企画課内及び村上市役所に備え付けて供覧する。

第2 瀬波地区の基準の特例

- 1 瀬波地区において行われる県立自然公園の許可、届出等の取扱要領（以下「要領」という。）第5第1項で準用する自然公園法施行規則（以下「規則」という。）第11条第2項本文に規定する行為については、同項中「13メートル」とあるのは「30メートル」と読み替えて適用する。
- 2 瀬波地区において行われる規則第11条第4項本文に規定する行為に係る要領第5第1項の基準は、規則第11条第1項第2号から5号まで並びに同条第4項第1号、第2号、第4号、第5号、第7号、第8号及び第11号の規定の例によるほか、次のとおりとする。
 - (1) 分譲地等以外の場所における集合別荘、集合住宅又は保養所の新築、改築又は増築にあつては、当該建築物の高さが30メートル（その高さが現に30メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。
 - (2) 総建築面積（同一敷地内にあるすべての建築物の建築面積（建築物の地上部分の水平投影面積をいう。）の和をいう。以下同じ。）の敷地面積に対する割合が60パーセント以下であること。
 - (3) 当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、公園事業に係る道路又はこれと同程度に当該公園の利用に資する道路（以下「公園事業道路等」という。）の路肩及びそれ以外の道路の路肩から、それぞれ2メートル以上離れていること。
 - (4) 当該建築物の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から2メートル以上離れていること。
- 3 瀬波地区において行われる規則第11条第6項本文に規定する行為に係る要領第5第1項の基準は、規則第11条第1項第2号から5号まで並びに同条第4項第7号及び第11号の規定の例によるほか、次のとおりとする。
 - (1) 当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、公園事業道路等の路肩及びそれ以外の道路の路肩から、それぞれ2メートル以上離れていること。
 - (2) 当該建築物の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から2メートル以上離れていること。
 - (3) 当該建築物の高さが30メートル（その高さが現に30メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。
 - (4) 当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、総建築面積の敷地面積に対する割合が60パーセント以下であること。

◎新潟県告示第1245号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成28年12月6日

新潟県知事 米 山 隆 一

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|------------|-----------------|------------|
| 宮内クリニック | 長岡市宮内1丁目3番2号 | 平成28年11月1日 |
| 蔵王調剤薬局 | 長岡市寿2-5-14 | 平成28年11月1日 |
| メッツ太陽薬局 | 長岡市上条町字八ツ口383-1 | 平成28年11月1日 |
| ながおか薬局 | 長岡市上条町字八ツ口383-1 | 平成28年11月1日 |
| アイン薬局長岡店 | 長岡市上条町字八ツ口383-1 | 平成28年11月1日 |
| 山田クリニック | 上越市頸城区舟津19-1 | 平成28年11月2日 |
| わか皮ふ科クリニック | 上越市とよば4番地 | 平成28年10月1日 |

| | | |
|-------------------|-------------------------|-------------|
| 清水歯科医院 | 上越市本町3丁目2番19号 | 平成28年11月1日 |
| ミュキ調剤薬局 | 上越市西本町4丁目5-32 | 平成28年11月4日 |
| クスリのアオキ上越昭和町薬局 | 上越市昭和町二丁目20番10号 | 平成28年11月8日 |
| 山崎薬局 | 上越市浦川原区飯室1955-1 | 平成28年11月1日 |
| すみよし調剤薬局 | 上越市住吉町63番地 | 平成28年10月1日 |
| 中川内科医院 | 三条市東三条2丁目2番18号 | 平成28年10月1日 |
| 柏崎歯科休日急患診療所 | 柏崎市栄町18番3号 | 平成28年11月1日 |
| かつみ医院 | 小千谷市東栄1丁目6番6号 | 平成28年9月1日 |
| にのみや内科クリニック | 加茂市新栄町4番1号 | 平成28年10月1日 |
| 医療法人社団 八百枝歯科医院 | 加茂市穀町8-29 | 平成28年11月1日 |
| 大郷町調剤薬局 | 加茂市大郷町1-13-2 | 平成28年11月1日 |
| 市役所前薬局 | 加茂市新栄町4-5 | 平成28年10月1日 |
| 伊藤歯科クリニック | 十日町市松之山1603-2 | 平成28年11月1日 |
| 十日町調剤薬局 | 十日町市山本町1丁目193-5 | 平成28年10月17日 |
| いわふね歯科クリニック | 村上市岩船上町1-16 | 平成28年10月1日 |
| さくらい歯科クリニック | 村上市北新保字正樹院屋敷571番地 55 | 平成28年10月1日 |
| ソマギ調剤薬局 | 燕市杣木1470-2 | 平成28年11月2日 |
| わかば内科クリニック | 糸魚川市大字平牛2124番地 | 平成28年11月1日 |
| 自然堂つるや薬局新井店 | 妙高市朝日町1-2-13 | 平成28年10月1日 |
| 渋谷医院 | 五泉市南本町3丁目4番43号 | 平成28年11月20日 |
| 南魚沼市立ゆきぐに大和病院(医科) | 南魚沼市浦佐4115番地 | 平成28年11月1日 |
| 南魚沼市立ゆきぐに大和病院(歯科) | 南魚沼市浦佐4115番地 | 平成28年11月1日 |
| ウエルシア薬局南魚沼浦佐店 | 南魚沼市浦佐4001番地 | 平成28年11月1日 |
| ウエルシア薬局新潟田上店 | 南蒲原郡田上町羽生田134-1 | 平成28年11月1日 |

| | | |
|----------------|----------------|------------|
| 南魚沼市訪問看護ステーション | 南魚沼市六日町2643番地1 | 平成28年11月1日 |
|----------------|----------------|------------|

◎新潟県告示第1246号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成28年12月6日

新潟県知事 米 山 隆 一

| 名 称 | 所 在 地 | 廃 止 年 月 日 |
|-------------|---------------------|------------|
| さくらい歯科クリニック | 村上市北新保字正樹院屋敷571番地55 | 平成28年9月30日 |
| 加茂駅前薬局 | 加茂市駅前10-4 | 平成28年9月30日 |
| すみよし調剤薬局 | 上越市住吉町63番地 | 平成28年10月1日 |
| にのみや内科クリニック | 加茂市駅前1番1号 | 平成28年9月30日 |
| 中川内科医院 | 三条市東三条2丁目2番18号 | 平成28年9月30日 |
| わか皮ふ科クリニック | 上越市とよば4番地 | 平成28年9月30日 |

◎新潟県告示第1247号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定した。

平成28年12月6日

新潟県知事 米 山 隆 一

| 名 称 | 所 在 地 | 担当する医療の 種 類 | 指 定 年 月 日 |
|----------|-----------------|----------------|------------|
| あい薬局 五泉店 | 五泉市南本町3丁目1番47号 | 精神通院医療 | 平成28年12月1日 |
| しなの薬局上条店 | 長岡市上条町字八ツ口350-1 | 精神通院医療 | 平成28年12月1日 |

◎新潟県告示第1248号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を次のとおり更新した。

平成28年12月6日

新潟県知事 米 山 隆 一

| 名 称 | 所 在 地 | 担当する医療の 種 類 | 更 新 年 月 日 |
|----------------|-----------------|----------------|------------|
| クスリのアオキ上越昭和町薬局 | 上越市昭和町2丁目20番10号 | 精神通院医療 | 平成28年12月1日 |

| | | | |
|----------|----------------|--------|------------|
| 薬局すずらん | 三条市一ノ門2-1-13 | 精神通院医療 | 平成28年12月1日 |
| 大手薬局糸魚川店 | 糸魚川市大野2丁目5番23号 | 精神通院医療 | 平成28年12月1日 |

◎新潟県告示第1249号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成28年12月6日

新潟県知事 米山 隆一

| 名称 | 所在地 | 担当する医療の種類 | 廃止年月日 |
|--------------|------------------|-----------|-------------|
| トリム薬局長岡店 | 長岡市神田町3-2-16 | 精神通院医療 | 平成28年10月31日 |
| エム・ケイ薬局ながおか店 | 長岡市長町2丁目甲1643-21 | 精神通院医療 | 平成28年11月1日 |
| 大手薬局神田店 | 長岡市神田町3丁目2番地17 | 精神通院医療 | 平成28年11月1日 |

◎新潟県告示第1250号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定した。

平成28年12月6日

新潟県知事 米山 隆一

| 名称 | 所在地 | 担当する医療の種類 | 指定年月日 |
|-------------------|-----------------|-----------|------------|
| 四日町薬局 | 十日町市新座甲620番地5 | 育成医療・更生医療 | 平成28年12月1日 |
| ウエルシア薬局 南魚沼浦佐店 | 南魚沼市浦佐4001番地 | 育成医療・更生医療 | 平成28年12月1日 |
| 小林薬局 | 加茂市本町3番14号 | 育成医療・更生医療 | 平成28年12月1日 |
| あい薬局 五泉店 | 五泉市南本町3丁目1番47号 | 育成医療・更生医療 | 平成28年12月1日 |
| しなの薬局 上条店 | 長岡市上条町字八ツ口350-1 | 育成医療・更生医療 | 平成28年12月1日 |

| | | | |
|--------|-----------|-----------|------------|
| とちの木薬局 | 魚沼市諏訪町1-9 | 育成医療・更生医療 | 平成28年12月1日 |
|--------|-----------|-----------|------------|

◎新潟県告示第1251号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成28年12月6日

新潟県知事 米山 隆一

| 名称 | 住所 | 担当する医療の種類 | 廃止年月日 |
|------------------|-----------------------|-----------|-------------|
| 中越診療所 | 長岡市長町2丁目2-16 | 育成医療・更生医療 | 平成28年11月6日 |
| エム・ケイ薬局 ながおか店 | 長岡市長町2丁目 甲1643番地21 | 育成医療・更生医療 | 平成28年10月31日 |
| とちの木薬局 | 魚沼市本町1丁目33 | 育成医療・更生医療 | 平成28年11月30日 |

◎新潟県告示第1252号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第18条第1項の規定により、公益社団法人新潟県農林公社から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、告示日から2週間、次の場所において縦覧に供する。

平成28年12月6日

新潟県知事 米山 隆一

1 農用地利用配分計画の概要

| 市町村 | 賃借権の設定等を受ける者 | 賃借権の設定等を受ける土地 |
|------|--------------|-----------------------------|
| 村上市 | 43者 | 門前道下2604番1ほか1,336筆 175.2ha |
| 関川村 | 6者 | 若山58番3ほか128筆 9.5ha |
| 新発田市 | 50者 | 上中沢千手田382番ほか2,714筆 210.0ha |
| 阿賀野市 | 55者 | 小浮坂ノ下936番ほか584筆 58.0ha |
| 胎内市 | 21者 | 宮瀬五斗七2313番ほか225筆 33.6ha |
| 聖籠町 | 6者 | 道賀新田潟向1814番2ほか237筆 22.8ha |
| 新潟市 | 168者 | 北区太田1249番1ほか5,024筆 413.7ha |
| 五泉市 | 1者 | 尾白下島533番1ほか16筆 1.4ha |
| 阿賀町 | 1者 | 鹿瀬鯉清水4366番ほか271筆 26.9ha |
| 三条市 | 41者 | 大宮新田出来潟758番ほか334筆 41.8ha |
| 燕市 | 15者 | 牧ヶ花向野425番ほか1,039筆 82.7ha |
| 田上町 | 2者 | 田上蛇喰へイ3077番1ほか25筆 1.5ha |
| 弥彦村 | 2者 | 麓村新田雁潟23番ほか1筆 0.6ha |
| 長岡市 | 208者 | 三之宮町大向773番1ほか3,209筆 311.7ha |
| 見附市 | 22者 | 新潟町十二ノ木1292番1ほか243筆 30.4ha |
| 小千谷市 | 16者 | 池ヶ原東原1265番ほか144筆 14.2ha |
| 出雲崎町 | 3者 | 米田狐田489番6ほか58筆 2.2ha |

| | | |
|------|------|--------------------------|
| 魚沼市 | 14者 | 根小屋向島6346番ほか144筆 11.1ha |
| 南魚沼市 | 43者 | 中川坊村38番1ほか384筆 36.9ha |
| 十日町市 | 11者 | 上野1531番ほか111筆 7.4ha |
| 津南町 | 8者 | 上郷宮野原8693番1ほか137筆 16.0ha |
| 柏崎市 | 50者 | 与三千刈3355番ほか623筆 47.1ha |
| 刈羽村 | 2者 | 正明寺北向1308番ほか19筆 2.8ha |
| 上越市 | 90者 | 稲才火地74番ほか915筆 88.3ha |
| 糸魚川市 | 5者 | 東海二反田118番ほか19筆 2.6ha |
| 佐渡市 | 29者 | 北狄70番1ほか253筆 50.6ha |
| 合計 | 912者 | 18,219筆 1,699.0ha |

2 申請年月日

平成28年11月25日

3 縦覧の場所

- 新潟県農林水産部地域農政推進課
- 新潟県村上地域振興局農林振興部企画振興課
- 新潟県新発田地域振興局農業振興部農業企画課
- 新潟県新潟地域振興局農林振興部農業企画課
- 新潟県新潟地域振興局巻農業振興部企画振興課
- 新潟県三条地域振興局農業振興部企画振興課
- 新潟県長岡地域振興局農林振興部農業企画課
- 新潟県魚沼地域振興局農業振興部企画振興課
- 新潟県南魚沼地域振興局農林振興部企画振興課
- 新潟県十日町地域振興局農業振興部企画振興課
- 新潟県柏崎地域振興局農業振興部企画振興課
- 新潟県上越地域振興局農林振興部農業企画課
- 新潟県糸魚川地域振興局農林振興部企画振興課
- 新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部農業企画課

4 意見書の提出

法第18条第3項の規定による意見書の提出に当たっては、縦覧場所に備え付けの「農用地利用配分計画に対する意見書の提出について」によること。

◎新潟県告示第1253号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成28年12月6日

新潟県知事 米山 隆一

1 解除予定保安林の所在場所

新潟県佐渡市沢崎652の1・653の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、652の3から652の6まで、653の2から653の6まで、654の4から6まで、656の7、656の8、657の2、657の3、658の4

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県農林水産部治山課及び佐渡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1254号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成28年12月6日

新潟県南魚沼地域振興局長

1 解除に係る所在場所

新潟県魚沼市須原字ウラ山5044の18

- 2 保安林として指定された目的
なだれの危険の防止
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

◎新潟県告示第1255号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成28年12月6日

新潟県南魚沼地域振興局長

- 1 解除に係る所在場所
新潟県南魚沼市津久野字中村入575の2、575の3
- 2 保安林として指定された目的
なだれの危険の防止
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

◎新潟県告示第1256号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、新潟市の一部を受益地域とする県営河間三ツ門地区区画整理（経営体育成基盤整備）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年12月6日

新潟県新潟地域振興局長

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成28年12月7日から平成29年1月11日まで
- 3 縦覧に供する場所
新潟市西蒲区役所
- 4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更、を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第1257号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営経営体育成基盤整備事業に係る換地計画を定めたので、平成28年12月7日から平成29年1月11日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年12月6日

新潟県知事 米 山 隆 一

| 事業主体名 | 地区名(換地区名) | 縦覧の書類 | 縦覧の場所 |
|-------|-----------|----------|-------|
| 新潟県 | 外丸(全換地区) | 換地計画書の写し | 津南町役場 |

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

公 告

特定調達契約の落札者等について(公告)

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年新潟県規則第87号)第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成28年12月6日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 落札件名及び数量

- | | |
|----------------------------------|----|
| (1) ロータリ除雪車(2.6m、220kW級) | 1台 |
| (2) 除雪ドーザ(14t級、アングリングプラウ、反転エッジ付) | 1台 |
| (3) 除雪ドーザ(14t級、マルチプラウ、反転エッジ付) | 1台 |
| (4) 小形除雪車(1.0m級) | 1台 |

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

新潟県出納局会計検査課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1

3 落札決定日

平成28年11月11日

4 落札者の氏名及び住所

- (1) 上記1(1)及び(4)について
株式会社コバリキ
新潟県新潟市中央区下大川前通四之町2185番地
- (2) 上記1(2)及び(3)について
コマツ建機販売株式会社関越カンパニー
新潟県新潟市西区山田2307番地

5 落札価格

- (1) 上記1(1)について
24,851,440円
- (2) 上記1(2)について
16,221,160円
- (3) 上記1(3)について
18,369,280円

- (4) 上記1(4)について
6,275,440円
- 6 契約決定方式
一般競争入札
- 7 落札方式
最低価格
- 8 入札公告日
平成28年9月30日

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成28年12月6日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 落札件名及び数量
警報機付きポケット線量計 1,413台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県出納局会計検査課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 落札決定日
平成28年11月11日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社千代田テクノル柏崎刈羽営業所
新潟県柏崎市荒浜2丁目15番5号
- 5 落札価格
31,892,400円
- 6 契約決定方式
一般競争入札
- 7 落札方式
最低価格
- 8 入札公告日
平成28年9月30日

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、硬性ビデオスコープについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成28年12月6日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入等件名及び数量
硬性ビデオスコープ 1式
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
平成29年3月31日（金）
 - (4) 納入場所
新潟県立がんセンター新潟病院
 - (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 951-8566
新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3
新潟県立がんセンター新潟病院経営課
電話番号 025-266-5111 内線2312

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

平成28年12月13日(火) 午前10時

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター 3階研修室A

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (7) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (8) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

教育委員会告示

◎新潟県教育委員会告示第7号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり新潟県奨学金の返還に係る

未収金の収納の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年12月6日

新潟県教育委員会 教育長 池田 幸博

- 1 委託を受けた者
東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル
弁護士法人 一番町綜合法律事務所
- 2 委託した事務の範囲
新潟県奨学金の返還に係る未収金のうち一部の未収金の収納事務
- 3 委託期間
平成28年11月1日から平成31年3月31日まで